

## 会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から令和元年5月第3回総会を開会いたします。開会時間は午後1時32分です。なお本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号8番、吉野委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員会委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので、総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進員の出席人数は9名です。それではただいまより総会を開会いたします。おねがい事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないをお願いいたします。

それではこれより審議にはいります。

まず、日程1議事録署名委員の指名に移りますが、今月は議席番号7番田中委員と、議席番号9番権田委員をお願いいたします。

それでは日程2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請番号1番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。事務局よりご説明いたします。議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

農地法第3条許可申請は土地利用が農地のまま変わらず、権利の変更のみ行うという申請です。その権利移動の際に農業委員会の許可を必要としています。3条の案件の許可権者は農業委員会会長になりますので、この総会で許可決定しますと、そのまま許可となり、所有権の変更ができることとなります。

それでは、申請番号1番について説明します。

(議案書を朗読)

農地を取得するには「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「全部効率利用要件」、「地域との調和要件」の4つの要件を満たしていることが条件となります。

今回の申請の記載事項の内容から、「農作業常時従事要件」は、年間150日以上を越えており、また、「下限面積要件」については、大河地区の要件である30a(3000㎡)を越えていることから、この2つの要件は満たすと考えます。残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地について、すべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては、大河地区委員さんの現地調査報告で確認をお願いします。

以上、説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。つづきまして大河地区の委員より現地調査報告をお願いいたします。

11番青木委員

はい。11番青木が報告します。6月22日土曜日8時半に農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査をいたしました。申請人の農地について現地調査をしたところ、すべて耕作または管理状態ですので担当地区としては問題なしと判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございます。それではこれより申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさんの質問意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長

ないようですので、それでは推進委員のみなさんどうでしょうか。

(挙手なし)

議長

よろしいですか。ないようですのでそれでは採決にはいります。只今の議案第1号申請番号1番について承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

はい。ありがとうございます。それでは全員賛成により、議案第1号は可決、承認されました。ありがとうございます。

議長

つづきまして、日程3、議案第2号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。

審議の進め方について、先に委員の皆様にお諮りしたいと思います。再設定および新規共に、地区毎に現地調査報告と質疑、採決をとる方法で議事を進めたいと思います。ただし、委員に関係する案件については、その地区の頭で個別に審議し、残りを一括採決をとる方法で議事を進めたいと提案します。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

承認が得られたということで、議案第2号につきましては地区ごと一括採決で進めさせていただきます。

それでは、これから審議に入りますが、今回は再設定が61件、新規が42件、計103件の申請がありましたので、土地の所在地等の説明は特に必要な場合以外は省略しても差し支えないと致します。

はじめに、小川地区の再設定の案件より審議いたします。小川地区再設定につきましては関係委員はおりませんので、一括審議といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について「小川町長から農用地利用集積計画について承認を求められたので、意見の決定を諮る」とのことです。

農用地利用集積計画の決定については、今年度はじめての案件となりますので、議案説明に入る前に簡単に説明させていただきます。

今回ご審議いただくのは、通称「利用権」と呼ばれる期限付き賃貸借の権利設定についてで、これは農業経営基盤強化促進法という国の法律のもと、当事者より申し出がされるものです。市町村はこの法律に基づき、「農用地利用集積計画」というものを作成しており、利用権はこの計画の一部です。町はこの計画を公告するために農業委員会の決定を経る必要があるため、今回承認を求められているものです。また、農業委員会は、担い手や土地所有者からの申し出を受けて、農地の利用調整に努めることが求められています。

なお、小川町では年2回この申し出を受け付けており、農業委員会では6月、11月の案件として審議していただきます。

以上を踏まえまして、議案の内容説明に入らせていただきます。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、町から当委員会に、農用地利用集積計画について承認を求められております。

今回の申請の合計は、103件、151筆、164,595㎡です。

この申請に基づく権利関係者からの同意要件はすべて満たしていることを報告します。

申請番号1番～8番の再設定について

申請番号・譲受人・土地の所在・地目・合計面積・利用期間・権利設定種別の順番で読み上げます。

(申請番号1番～8番について、議案書を朗読)

最後に調査区は、小川地区になります。

以上、小川地区再設定についての説明とさせていただきます。

議長

それでは、申請番号1番～8番について、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員嶋田委員

はい。推進委員嶋田です。6月22日土曜日に農業委員4名、推進委員2名、計6名で現地調査いたしました。

1番は今年は忙しく田植えができなかったとのことですが、草刈がされており保全管理状態でした。

10番安藤委員

10番安藤です。2番、3番を報告します。

2番は現在保全管理状態でこれから大豆を作付けするとのこと。

3番は麦刈り後の保全状態でした。

6番田端委員

6番田端です。4番、5番を報告します。

4番は保全管理問題なしです。

5番はさといも、やまいも、ごぼうが作付けされていました。

5番小林委員

5番小林です。6番から8番を報告します。

6番から8番は田植え後の保全状態です。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑対応)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑対応)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第2号申請番号1番～8番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので小川地区再設定の申請番号1番～8番についてはすべて可決、承認されました。ありがとうございました。
- 議長 つづきまして、大河地区の再設定の審議に入ります。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。申請番号10番11番について審議します。関係委員である横田委員の退出を求めます。
- (横田委員、退出)
- 議長 それでは、横田委員の関係案件、申請番号10番と11番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい。それでは申請番号10番11番の再設定について、説明いたします。  
(申請番号10番11番について、議案書を朗読)  
最後に調査区は、大河地区になります。以上、申請番号10番11番についての説明とさせていただきます。
- 議長 それでは、申請番号10番11番について、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員澤田委員 はい。推進委員澤田です。10番11番について報告します。  
10番は作付け、保全管理で、保全の土地は作物が育ちにくい場所だそうです。  
11番はトマト、かぼちゃが作付けされていました。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑対応)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑対応)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号10番11番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号10番11番については可決、承認されました。横田委員の着席を命じます。
- (横田委員、着席)
- 議長 つづきまして、大河地区再設定、申請番号10番11番を除く、9番から14番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号10・11番を除く9～14番の再設定について、説明いたします。

- 事務局 (申請番号10・11番を除く9～14番について、議案書を朗読)  
最後に調査区は、大河地区になります。以上、大河地区再設定についての説明とさせていただきます。
- 議長 それでは、申請番号10番11番を除く、9番から14番につきまして、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員澤田委員 はい。推進委員澤田が報告します。  
9番は保安全管理でした。  
12番はくじゃく草が植わっていました。  
13番はハウスでくじゃく草が植わっていました。  
14番はくじゃく草やきゅうり、大根が作付けしてありました。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑対応)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑対応)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第2号申請番号10番11番を除く、9番から14番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号10番11番を除く9番～14番についてはすべて可決、承認されました。これにより、大河地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございます。  
つづきまして、竹沢地区の再設定の審議にはいります。竹沢地区再設定につきましては関係委員はおりませんので、一括審議といたします。申請番号15番から18番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 申請番号15番～18番の再設定について、説明いたします。  
(申請番号15番～18番について、議案書を朗読)  
最後に調査区は、大河地区になります。以上、大河地区再設定についての説明とさせていただきます。
- 議長 それでは、申請番号15番～18番について、調査担当区竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 3番原川委員 はい。3番原川が報告します6月23日日曜日8時から、農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。  
15番は田植え後の草刈をされており、保安全管理されておりました。  
16番はなす、きゅうりが作付けされておりました。

- 3 番原川委員 17番はすでに整地済みで大豆を撒く予定があるそうです。  
18番は梅が植わっておりました。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑対応)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑対応)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第2号申請番号15番～18番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので竹沢地区再設定の申請番号15番～18番についてはすべて可決、承認されました。ありがとうございました。  
つづきまして、**八和田**地区再設定について審議いたします。関係委員がいる案件より先に審議いたします。まず、申請番号21番について審議いたしますが、私が関係している案件ですので、この審議につきましては議長を副会長に交代させていただきます。よろしくおねがいします。
- (山田委員、退席)  
(議長交代)
- 議長(副会長) 議長を交代いたします。それでは、申請番号21番について審議します。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号21番の再設定について、説明いたします。  
(申請番号21番について、議案書を朗読)  
最後に調査区は、八和田地区になります。以上、申請番号21番についての説明とさせていただきます。
- 議長(副会長) それでは、申請番号21番について、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員大塚委員 推進委員大塚が報告いたします。6月21日金曜日農業委員3名、推進委員1名、計4名で現地調査をいたしました。  
21番はじゃがいも、ブロッコリーが作付けされておりました。以上です。
- 議長(副会長) それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑対応)

- 議長（副会長） それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- （質疑対応）
- 議長（副会長） 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号21番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- （全員挙手）
- 議長（副会長） 全員賛成ですので申請番号21番については可決、承認されました。山田委員の着席を命じます。
- （山田委員、着席）
- 議長（副会長） 会長が議席に戻られましたので議長を交代いたします。
- 議長 議長を交代いたします。つづきまして、申請番号22番42番につづきまして審議いたします。関係委員の田下委員の退出を求めます。
- （田下委員、退出）
- 議長 それでは、申請番号22番42番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号22・42番の再設定について、説明いたします。  
（申請番号22・42番について、議案書を朗読）  
最後に調査区は、八和田地区になります。以上、申請番号22・42番についての説明とさせていただきます。
- 議長 それでは、申請番号22番42番について、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員大塚委員 はい。推進委員大塚が報告いたします。  
22番はブロックリーが作付けされておりました。  
42番はブロックリー、きゃべつが作付けされておりました。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- （質疑対応）
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- （質疑対応）

- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号22番42番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号22番42番については可決、承認されました。田下委員の着席を命じます。
- (田下委員、着席)
- 議長 つづきまして、申請番号43番から46番につづきまして審議いたします。関係委員の遠藤委員の退出を求めます。
- (遠藤委員、退出)
- 議長 それでは、申請番号43番から46番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号43～46番の再設定について、説明いたします。  
(申請番号43～46番について、議案書を朗読)  
最後に調査区は、八和田地区になります。以上、申請番号43～46番についての説明とさせていただきます。
- 議長 それでは、申請番号43番から46番について、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員高橋委員 はい。推進委員高橋が報告します。  
43番から46番は水稻が作付けされておりました。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑対応)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑対応)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号43番から46番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号43番から46番については可決、承認されました。遠藤委員の着席を命じます。



(遠藤委員、着席)

議長

つづきまして、申請番号21番22番、42番から46番を除く19番から61番について一括審議いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

申請番号21・22・42～46番を除く19～61番の再設定について、説明いたします。

(申請番号21・22・42～46番を除く19～61番について、議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。以上、八和田地区再設定についての説明とさせていただきます。

議長

それでは申請番号21番22番42番から46番を除く、19番から61番について、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員大塚委員

はい。推進委員大塚が報告します。

19番20番は作付け前の保全管理状態です。

23番から25番は作付け前の保全状態です。

26番は稲が作付けしてありました。

27番はさといも、ブロッコリーを作付けしておりました。

28番は作付け前の保全状態です。

29番はサニーレタス、グリーンリーフ、おくらが作付けしておりました。

30番から33番は稲が作付けしておりました。

34番35番は、なす、さといも、トマト、ピーマンが作付けされておりました。

36番から38番は稲が作付けされておりました。

39番は、えだまめ、なす、ピーマン、さといもが作付けされておりました。

40番は、さといも、にがうりが作付けされておりました。

41番はピーマンが作付けされておりました。

推進委員高橋委員

推進委員高橋が報告します。

47番は水稻が作付けされておりました。

48番49番は耕耘し保全状態で、にんじんを作付け予定だそうです。

50番は水稻が作付けされておりました。

51番から54番は耕耘してあり、一部堆肥置場となっており、耕耘はされておられません。保全管理状態です。借主に確認したところ、耕作には適さない土地ということで堆肥置場に使用していたとのことでした。借主としてはほかに耕作者がいればお譲りしてもいいとのことでした。

55番はねぎ、じゃがいも、とうもろこし、落花生が作付けしておりました。

56番は水稻が作付けされておりました。

57番はぶどう畑として使用されておりました。

58番59番は水稻が作付けされておりました。

60番は小麦の収穫場として活用されておりました。

61番は水稻が作付けされておりました。

申請番号51番から54番について田下委員より補足説明がありますので、おねがいします。

4番田下委員

はい。4番田下です。

- 4 番田下委員 5 1 番から 5 4 番について自分にも借りないかと話をもらったことがあるのですが堆肥を入れても耕作は大変だろうといった印象のところですが、ただ、まとまって 3 反ほどの面積があるのと斜面として日照は確保できるため、くだものの生育にはよいのではないかと思ひ、別の方にも声をかけてみております。今回の利用権には至りませんでした但し検討していただいております。
- 議長 はい。ありがとうございます。  
5 1 番から 5 4 番については報告委員の高橋委員の見解を伺います。
- 推進委員高橋委員 はい。再設定の意思があり書類も整っているわけですし、堆肥を入れて耕耘もしてあり、保全管理ということになっておりますので問題なしということで考えております。以上です。
- 1 2 番大澤委員 はい。
- 議長 はい。大澤委員。
- 1 2 番大澤委員 1 2 番大澤です。5 1 番から 5 4 番について、自分も現地調査をした一人でございます。借主は土地を所有しておらずこの 4 筆は新規就農時に借りた土地であると聞いております。しかし就農後一度も耕作されておらず堆肥置場になっているとのこと。地主から保全のために借りてくれと言われ仕方なしに借りているという背景も見えます。賃料も発生しており、農業者を応援する立場の農業委員会として認めるべきか否か、慎重な審議をお願いいたします。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございます。  
それでは、担当委員からも懸念がありますので 5 1 番から 5 4 番まで、一括審議とは別に審議したいと思います。こちらに関しまして先に審議を行います。  
まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 2 番根岸委員 はい。
- 議長 はい。根岸委員。
- 2 番根岸委員 2 番根岸です。  
いろいろ懸念されるところはありますが、個人間で話がついて申請が上がってきているという現状がございます。利用権については途中でも合意解約できることもありますし、個人的には様子をみてもいいんじゃないかと思ひます。以上です。
- 議長 ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。  
(質疑なし)
- 議長 それでは、推進委員のみなさんいかがでしょうか。  
(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号51番から54番について、以上の意見を踏まえ、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

議長 賛成多数ですので申請番号51番～54番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、51番～54番を除いて一括審議いたします。

初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号21番22番、42番から46番、51番から54番を除く19番～61番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですのでこれにより八和田地区再設定の申請番号19番～61番についてはすべて可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、新規設定の審議にはいります。はじめに小川地区より審議します。関係委員はおりません。申請番号62番から70番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号62番～70番の新規設定について、説明いたします。

(申請番号62番～70番について、議案書を朗読)

最後に調査区は、小川地区になります。以上、申請番号62番～70番についての説明とさせていただきます。

議長 それでは申請番号62番から70番について、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

10番安藤委員 10番安藤です。62番から64番について報告いたします。

62番63番は水稻が作付けされておりました。

64番は麦刈り後の保全状態でした。

6番田端委員 6番田端です。65番から67番について報告いたします。

65番は白なす、かぼちゃ他野菜が作付けされておりました。

66番は水稻、ねぎ、なすが作付けされておりました。

67番は水稻が作付けされておりました。

- 6 番田端委員 68番は保全管理状態です。
- 5 番小林委員 5番小林です。69番70番について報告いたします。  
69番は水稲が作付けされておりました。  
70番は水稲の作付け、およびこれから撒く予定の土地でした。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑対応)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑対応)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第2号申請番号62番～70番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので小川地区新規設定の申請番号62番～70番についてはすべて可決、承認されました。ありがとうございました。  
つづきまして、大河地区の新規設定の審議に入ります。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。申請番号71番72番74番について審議します。関係委員である横田委員の退出を求めます。
- (横田委員、退出)
- 議長 それでは、横田委員の関係案件、申請番号71番72番74番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号71・72・74番の新規設定について、説明いたします。  
(申請番号71・72・74番について、議案書を朗読)  
最後に調査区は、大河地区になります。以上、申請番号71・72・74番についての説明とさせていただきます。
- 議長 それでは、申請番号71番72番74番について、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員須澤委員 推進委員須澤が報告いたします。  
71番72番74番は保全管理状態でした。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑対応)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑対応)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第2号申請番号10番11番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号71番72番74番については可決、承認されました。横田委員の着席を命じます。

(横田委員、着席)

議長

つづきまして、大河地区新規設定は残り1件です。申請番号73番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

申請番号73番の新規設定について、説明いたします。

(申請番号73番について、議案書を朗読)

最後に調査区は、大河地区になります。以上、申請番号73番大河地区新規設定についての説明とさせていただきます。

議長

それでは、申請番号73番について、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員須澤委員

推進委員須澤が報告いたします。

73番は保全管理状態でした。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑対応)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑対応)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号73番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号73番は可決承認されました。これで大河地区の新規設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

- 議長 つづきまして、竹沢地区の新規設定に入ります。関係委員はおりません。申請番号75番76番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号75番76番の新規設定について、説明いたします。  
(申請番号75番76番について、議案書を朗読)  
最後に調査区は、竹沢地区になります。以上、竹沢地区新規設定についての説明とさせていただきます。
- 議長 それでは、申請番号75番76番につきまして、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員櫻井委員 推進委員櫻井が報告いたします。  
75番はハウスが建っており保全管理状態です。  
76番は耕耘済の保全管理状態です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。  
  
(質疑対応)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。  
  
(質疑対応)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号75番、76番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。  
  
(全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので竹沢地区の新規設定、申請番号75番76番については可決、承認されました。ありがとうございました。  
つづきまして、八和田地区の新規設定の審議に入ります。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。はじめに申請番号77番78番について審議します。関係委員である田下委員の退出を求めます。  
  
(田下委員、退出)
- 議長 それでは、申請番号77番78番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号77番78番の新規設定について、説明いたします。  
(申請番号77・78番について、議案書を朗読)  
最後に調査区は、八和田地区になります。以上、申請番号77・78番についての説明とさせていただきます。
- 議長 それでは、申請番号77番78番について、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

- 推進委員大塚委員 推進委員大塚が報告いたします。  
77番は麦の収穫後で保全管理状態です。  
78番はたまねぎ収穫後の保全管理状態です。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑対応)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑対応)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号77番78番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号77番78番については可決、承認されました。田下委員の着席を命じます。
- (田下委員、着席)
- 議長 つづきまして、申請番号80番について審議いたします。私に関係している案件ですので、この審議につきましては議長を副会長に交代させていただきます。よろしくおねがいします。
- (山田委員、退席)  
(議長交代)
- 議長(副会長) 議長を交代いたします。それでは、申請番号80番について審議します。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号80番の新規設定について、説明いたします。  
(申請番号80番について、議案書を朗読)  
最後に調査区は、八和田地区になります。以上、申請番号80番についての説明とさせていただきます。
- 議長(副会長) それでは、申請番号80番について、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員大塚委員 推進委員大塚が報告いたします。  
80番はさつまいも、かぼちゃ、ねぎが作付けされておりました。以上です。

- 議長（副会長） それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- （質疑対応）
- 議長（副会長） それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- （質疑対応）
- 議長（副会長） 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号80番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- （全員挙手）
- 議長（副会長） 全員賛成ですので申請番号80番については可決、承認されました。山田委員の着席を命じます。
- （山田委員、着席）
- 議長（副会長） 会長が議席に戻られましたので議長を交代いたします。
- 議長 議長を交代いたします。つづきまして、申請番号82番につきまして審議いたします。関係委員の権田委員の退出を求めます。
- （権田委員、退出）
- 議長 それでは、申請番号82番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号82番の新規設定について、説明いたします。  
（申請番号82番について、議案書を朗読）  
最後に調査区は、八和田地区になります。以上、申請番号82番についての説明とさせていただきます。
- 議長 それでは、申請番号82番について、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員大塚委員 推進委員大塚が報告いたします。  
82番は水稻が作付けしてありました。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- （質疑対応）
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。



- (質疑対応)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号82番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号82番については可決、承認されました。権田委員の着席を命じます。
- (権田委員、着席)
- 議長 つづきまして、申請番号91番につきまして審議いたします。関係委員の高橋委員の退出を求めます。
- (高橋委員、退出)
- 議長 それでは、申請番号91番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号91番の新規設定について、説明いたします。  
(申請番号91番について、議案書を朗読)  
最後に調査区は、八和田地区になります。以上、申請番号91番についての説明とさせていただきます。
- 議長 それでは、申請番号91番について、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員遠藤委員 推進委員遠藤が報告いたします。  
91番は小麦が作付けされておりました。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑対応)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑対応)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号91番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号91番については可決、承認されました。高橋委員の着席を命じます。

(高橋委員、着席)

議長 つづきまして、申請番号103番につきまして審議いたします。関係委員の大澤委員の退  
出を求めます。

(大澤委員、退出)

議長 それでは、申請番号103番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号103番の新規設定について、説明いたします。

(申請番号103番について、議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。以上、申請番号103番についての説明とさせて  
いただきます。

議長 それでは、申請番号103番について、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお  
願いします。

推進委員遠藤委員 推進委員遠藤が報告いたします。

103番はなす、かぼちゃの作付けがされておりました。以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質  
問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑対応)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑対応)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号103番について、承認に賛成の  
方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号103番については可決、承認されました。大澤委員の着席を命  
じます。

(大澤委員、着席)

議長 八和田地区新規設定の、関係委員のいる案件の審議が終了しました。

つづきまして、八和田地区新規設定の一括審議に入ります。申請番号77番78番80番8  
2番91番103番を除く、77番から103番の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局	<p>申請番号77・78・80・82・91・103番を除く申請番号77番～103番の新規設定について、説明いたします。</p>
	<p>(申請番号77番～103番について、議案書を朗読)</p>
	<p>最後に調査区は、八和田地区になります。以上、八和田地区再設定についての説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、申請番号77番78番80番82番91番103番を除く、77番から103番について、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。</p>
推進委員大塚委員	<p>推進委員大塚が報告いたします。</p>
	<p>79番は保全管理状態でした。</p>
	<p>81番はとうもろこし、ズッキーニ、えだまめが作付けされておりました。</p>
	<p>83番から85番は水稻が作付けされておりました。</p>
	<p>86番は耕耘済の保全管理状態です。</p>
	<p>87番は耕耘済で作付け準備がされておりました。</p>
	<p>88番は水稻が作付けされておりました。</p>
	<p>89番は麦収穫後の保全管理状態です。</p>
推進委員遠藤委員	<p>推進委員遠藤が報告いたします。</p>
	<p>90番は水稻が作付けされておりました。</p>
	<p>92番は太陽熱湯消毒中でいづれ野菜を植えるとのことでした。</p>
	<p>93番は水稻が作付けされておりました。</p>
	<p>94番はじゃがいも、たまねぎが作付けされておりました。</p>
	<p>95番はさといもが作付けされておりました。</p>
	<p>96番は水稻が作付けされておりました。</p>
	<p>97番はズッキーニ、トマトが作付けされておりました。</p>
	<p>98番はなすが作付けされておりました。</p>
	<p>99番は水稻の作付けされておりました。</p>
	<p>100番101番はぶどうが作付けされておりました。</p>
	<p>102番はやさいやぶどうが作付けされておりました。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑対応)</p>
議長	<p>それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。</p>
	<p>(質疑対応)</p>
議長	<p>他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号77番78番80番82番91番103番を除く、77番から103番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>

議長

全員賛成ですので、これにより八和田地区新規設定、申請番号77番から103番はすべて可決承認されました。ありがとうございました。  
以上で、今回申請のあった再設定、新規申請についてはすべて承認されました。ありがとうございました。  
つづきまして、日程4、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程いたします。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。」とのことで報告いたします。  
(申請番号1番について順に読み上げる)  
以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。  
つづきまして、日程5、報告第2号「農地の埋立（盛土）工事の施工について」を上程いたします。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。報告第2号、農地の埋立（盛土）工事の施工について「申請人より農地の埋立（盛土）工事届が提出されたので、報告する。」とのことです。  
農地改良を目的とした盛土や掘削は、農業委員会に届け出の必要があります。農地改良は届出後も農地として使用される案件であるため、報告案件になりますので、よろしく申し上げます。  
それでは、報告第2号につづきまして、議案書の朗読をもって報告いたします。  
(議案第2号、説明)  
以上、報告とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。  
つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。  
  
(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和元年6月第4回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後4時42分です。